

職業紹介事業に関する規定

当社は職業紹介事業を行うにあたり、以下の事項を明示します。

【手数料の返金に関する事項】

- 紹介した求職者が入社日から一定期間内に退職した場合（死亡・傷病や求人者の責に起因する退職を除く）、以下の基準で紹介手数料の一部を返金します。

入社日から 1 ヶ月以内の退職：手数料の 50%を返金。